

電子植物検疫証明書 (ePhyto) の導入 Q&A

農林水産省 植物防疫所  
掲載日：令和8年3月30日

No	分類	質問	回答
1	全般	ePhytoとはどのようなものか。また、現行の植物検疫証明書(検査証明書)とは何が異なるのか。	「electronic phytosanitary certificate」を意味し、植物検疫証明書の電子版となります。 国際植物防疫条約に基づいて策定された植物検疫措置に関する国際基準であるISPM12の付録において入力規則や入力項目、送受信方法が定められています。 現行の植物検疫証明書(検査証明書)とは異なり特定の様式が存在しないXML形式のデータで、二国間で合意した国家間で送受信が行われます。
2	全般	この時期にePhytoを導入することにした理由如何。 平成8年に検査証明書の電子的なやり取りができるよう植物防疫法が改正されているが、もっと早く導入できたのではないか。	平成8年の植物防疫法改正において、検査証明書の電子的なやり取りができるように手当てしたところですが、これは、平成7年の規制緩和推進計画(平成7年3月31日閣議決定)の1つとして、植物検疫手続の迅速化が求められたことを受け、植物検疫手続のペーパーレス化、迅速化を図ることを目的としておりましたが、当時は多国間で電子的な植物検疫証明書を交換する仕組みがありませんでした。  その後、平成30(2018年)に国際植物防疫条約(IPPC)の下、多国間で電子植物検疫証明書(ePhyto)をやり取りできるHubシステムが構築され、また令和7(2025)年10月にNACCSIにHubシステムに接続させる機能実装ができたため、この時期での導入となったところです。  【参考:ePhyto導入までの経緯】 ・平成8(1996)年、法改正により法第6条第1項第2号を新設。検査証明書の代替として電子的なやり取りが認められる。 ・平成18(2006)年頃、IPPCで植物検疫における国際的な植物検疫証明書の電子化の議論開始 ・平成26(2014)年、電子化された植物検疫証明書の利用に係る国際基準が採択(ISPM12の付録) ただし、当時は各国では植物検疫証明書の電子化が進められていたが、輸出国と輸入国がそれぞれの所有するシステムを二国間で接続していた ・平成30(2018)年、IPPCの取り組みとして、国連国際計数センター(UNICC)において、電子植物検疫証明書(ePhyto)を多国間でやり取りできるHubシステムが構築 ・令和7(2025)年10月、7次NACCS更改によりePhytoのHubと接続・機能実装をし、ePhyto試行運用開始
3	全般	植物等の輸出入者は、誰でもePhytoが利用可能なのか。	(対象の国、輸送手段であれば)誰でも利用可能です。ただし、NACCS申請されないもの(マニュアル(書面)申請)、携帯品又は郵便物として輸入されたものは、ePhytoを利用することができません。
4	全般	ePhytoは各国でも利用されているのか。	ePhytoを複数の国とやり取りするHubシステムは、全世界で100か国以上が利用しています。
5	全般	現在の各国の整備した真正性を確認するシステムを利用することで円滑な輸入が出来るが、ePhytoを導入するメリット如何。	輸入においては、紙媒体の植物検疫証明書原本の提出が不要となり、検査証明書の遅延・紛失リスクが解消されるほか、国から国に直接ePhytoが送付されることで、偽造防止となります。 輸出においては、相手国当局にePhytoが送付されるため、植物検疫証明書の輸送のコストが削減され、植物検疫証明書の遅延・紛失リスクが解消されます。 現在、各国が整備した真正性確認システムにより、円滑な輸入が出来ていることは承知しておりますが、ePhyto導入により真正性の確認作業が不要となることから、輸入検査手続がより円滑に進むと認識しています。

No	分類	質問	回答
6	全般	ePhyto対象国が米国、韓国、アルゼンチン及びチリの4か国である理由如何。	対象国は、ePhytoのやり取りができる自国システムがあり、かつ、日本の自国システムであるNACCSを介してHubシステムとの接続ができる国が前提になります。そのため、ePhyto自国システムを所有し、NACCS及びHubシステムを介したやり取りが可能な国を候補として選定しました。その中からNACCSと接続し、ePhytoのやり取りを行うに当たって技術的に支障がないことが確認された国を対象国として選定しました。なお、選定した対象国との間では、現場運用上の支障がないことを確認するため、試行運用を行った上で本格運用を開始することとしています。
7	全般	今後、対象国は随時追加されるのか。 また、対象国はどのくらいの頻度で追加されていくのか。 対象国の追加について、輸出入者からの要望は聞いてもらえるのか。	今後も、日本のシステムとの接続に支障がなく、運用上も問題がない国や地域については、対象国として追加していくこととしています。具体的な国名については、相手国と調整段階であるため、現時点では回答いたしかねます。相手国との調整が完了後、植物防疫所HPにてお知らせします。また、対象国については、接続試験の結果を経て、実施していくこととしているため、具体的な国数をお答えすることはできませんが、毎年度、対象国の追加に向けて取り組む予定です。なお、対象国は輸出入量も含めて選定しておりますので、輸出入者からの具体的な国の追加に関するご要望は承っておりません。
8	全般	ePhytoの本格運用はいつから開始されるのか。 ePhytoの試行的運用期間の終了時期はいつか。	現在、物流に影響が生じないよう、ePhytoの本格的な利用が可能であることの確認を行っているところです。本格運用の開始、試行的運用期間の終了時期についてはあらためてお知らせします。なお、今後追加される対象国についても、日本のシステムとの接続に支障がなく、運用上も問題がないことを確認するため、対象国毎に本格運用の開始前の試行期間が設けられる予定です。
9	全般	ePhytoを利用する場合の規則・取決や具体的な申請手続はどうなるのか。	ePhytoを利用する場合の取決については、今後、必要な内容を公表する予定です。また、具体的な申請手続については、植物防疫所HPにおいてその方法を案内しております。
10	全般	試行運用の結果を踏まえて、本格運用の開始時期が見直されることはあるのか。	米国及び韓国については、令和7年10月14日から試行運用を開始しております。また、アルゼンチン及びチリについては、令和7年12月1日から同様に試行運用を開始しております。これらの試行運用の結果を踏まえ、本格運用に当たって支障がある場合は、開始時期を見直すことはあります。
11	全般	ePhytoの本格運用後も、現行の紙又は電子媒体の植物検疫証明書(検査証明書)は使用できるのか。 将来的に現行(紙又は電子媒体)の植物検疫証明書(検査証明書)は廃止されるのか。	本格運用予定の4か国において、紙媒体の証明書は、ePhytoの本格運用後も完全になくなることはないと考えており、引き続きの利用が可能です。また、電子媒体の植物検疫証明書(検査証明書)についても、従来どおり相手国の植物検疫証明書発給システム上で真正性が確認できるものであれば、引き続き利用可能です。
12	全般	ePhytoを利用する際は、NACCSを利用していなければ利用できないのか。 マニュアル(書面)申請を行った場合、ePhytoは利用できないのか。	現在、NACCS申請かつ所定の申請欄にePhyto番号が入力されているものにより利用が可能となっているため、マニュアル申請を行った場合はePhytoを利用できません。ePhytoの本格利用開始時には、マニュアル(書面)申請でも利用可能となるようNACCSの機能面も含め検討を行っておりますので、利用可能となった際には、植物防疫所HPにおいてお知らせいたします。

No	分類	質問	回答
13	全般	ePhytoの利用に当たって、申請者等に利用料金等の費用負担はあるのか。	ePhyto利用に当たって、申請者等に費用負担は発生しません。
14	輸入	ePhytoを利用する際の手続如何。	輸出国で発行されるePhyto番号(植物検疫証明番号)を入手し、NACCSの輸入検査申請事項登録画面においてePhytoの有無、ePhyto発行国のISO2コード、ePhyto番号を入力すれば、NACCSに到達しているePhyto情報が紐づけされ、輸入検査申請が可能となります。 なお、ePhytoがNACCSに無い(到達していない)場合は、申請が不可となります。ePhytoが発給されているにも関わらず申請できない場合、植物防疫所までご相談ください。(試行期間中であれば、ePhyto「無」を選択、記事欄に「ePhytoなし」、「証明書番号」を記載し、申請してください。)
15	輸入	ePhytoが発給されているかの確認方法いかな。	輸入者から輸出者を通じて、輸出国当局に確認をお願いします。 なお、対象4か国とも、(郵便・携帯品を除く)全ての貨物についてePhytoが発給されると伺っています。
16	輸入	対象国から発給されたePhytoは、輸入者や検査申請者は内容を確認できないのか。	ご理解のとおりです。輸入者や検査申請者が内容を確認することはできません。これは、誤った番号を入力したり、前後の番号を入力した場合、他の荷口の情報を閲覧できてしまうおそれがあるためです。 なお、通関書類との内容の確認については、従来の検査証明書又は相手国側の輸出者を通じて、植物検疫の証明情報を入手する必要があります。
17	全般	従来の検査証明書を取得せずePhytoのみで輸入した後に、第三国に再輸出を行うことになった場合、ePhytoで原本証明を行ってもらえるか。	我が国で原本証明を行うに当たって、システムの関係上、従来の検査証明書が必要となります。 ePhytoのみでは原本証明を行うことができないため、第三国への再輸出を検討している場合は、輸出国当局に対し、従来の検査証明書を発行するようご依頼ください。
18	輸入	ePhyto記載内容に不備があった場合の対応如何。	従来どおり、輸入者から輸出者等を通じて、輸出国の植物検疫当局に修正を依頼いただくようお願いします。
19	輸入	現在、外来生物法に係る種類名証明書やワシントン条約に係る輸出許可書として利用するために、植物防疫所において、植物検疫証明書の原本証明を行ってもらっているが、ePhyto本格運用後も、紙での植物検疫証明書の発行を現地へお願いする必要がある(ePhyto不可)という理解でよいか。	外来生物法施行規則第三十一条第一号に定める種類名証明書として「植物検疫証明書」を提出しようとする場合やワシントン条約に係る輸出許可証として植物検疫証明書を利用するためには、ePhyto本格運用後も従来の植物検疫証明書を取得いただく必要があります。
20	全般	ePhytoは貨物のみで利用できるのか。 携帯品や郵便物に対してePhytoは導入されるのか。	日本のePhytoは、NACCSを利用して送受信を行う仕様となっているため、貨物で利用できるように準備を進めています。 なお、対象国によっては、携帯品や郵便物においてもePhytoを利用している国があるため、日本においても接続試験の結果や試行運用の結果を踏まえながら、運用上の問題がなければ利用できるようにしていくことを検討していますが、本格運用時期については未定です。
21	輸入	郵便物及び携帯品で輸入を行う際に、輸出国からePhytoしか発給出来ないと言われた場合はどうすれば良いか。	本格運用予定の4か国において、紙媒体の証明書は、ePhytoの本格運用後も完全になくなることはないと考えており、引き続きの利用が可能です。 郵便物及び携帯品では紙媒体の証明書を取得して輸入する必要があります。もし、輸出国からePhytoしか発給できないと言われた場合はご相談ください。

No	分類	質問	回答
22	輸出	ePhytoを利用する際の手続き如何。	NACCSの輸出植物検査申請事項登録画面においてePhytoの発行要求にチェックを入れていただいた上で、通常の記載事項のほかに「用途」、「分類」、「状態」の選択を行っていただくことにより、ePhytoの発給を希望する場合の輸出検査申請が可能となります。なお、NACCS(WebAPS)の場合、「用途」、「分類」、「状態」の選択は、種類・名称の検索ボタンから大中小細分類を設定することで一般的な組み合わせがある場合は自動的に設定されます。自動設定はあくまで目安であり、申請者が変更できます。自動設定の組み合わせ登録値は確定している組み合わせではなく、大中小細分類の設定によっては空欄になる項目がありますので、選択する値が不明な場合は、輸入者や相手国植物検疫機関等にお尋ねください。
23	輸出	ePhytoが発給されている場合、植物検疫証明書を受取る必要はあるのか。	植物防疫法上、輸出者が植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ植物等を輸出してはならないとされており、植物検疫証明書を受け取っていただく必要があります。また、ePhytoは、発給後に輸出先国に直接送付されるため、輸出者等がePhytoの内容を確認することができません。このため、別途交付する植物検疫証明書を受け取っていただき、ePhytoの内容をご確認ください。
24	輸出	いつまでePhytoの発給と従来の植物検疫証明書の交付を並行して行うのか。ePhytoのみ発給すれば良いではないか。	植物防疫法上、輸出者が植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ植物等を輸出してはならないとされており、植物検疫証明書を受け取っていただく必要があります。なお、ePhytoについて、輸出先国の制度やシステムの対応状況には差異があることから、輸出手続に支障が生じないように、従来の植物検疫証明書の交付とePhytoの発給の両方を行い、慎重に運用を行っているところです。当面は、円滑な農産物等の輸出を確保できるよう、安定的な運用を重視してまいります。
25	輸出	ePhyto発給の場合、これまでのように植物検疫証明書を輸入者へ直接送付する必要はなく、相手国側で自動的に完結するという理解でよいか。	相手国側で自動的に完結することはなく、輸入者へ該当荷口の証明書番号や証明書の内容を伝えていただく必要があります。また、従来どおり紙の植物検疫証明書も発給しますので、相手国側で紙の証明書が求められている場合は輸入者に送付してください。
26	輸出	輸出について、輸入国側から植物検疫証明書の発給方法（紙媒体、ePhyto）について指定されることはあるのか。	輸入国の運用により求められる可能性もあるため、ePhytoの発給の可否については、輸入者を通じて輸入国の植物検疫機関にご確認下さい。